

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

新潟県教育委員会規則第2号

新潟県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(課等の設置) 第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。 (1)～(6) (略) (7) 生涯学習推進課 生涯学習振興係 青少年家庭教育係 成人教育係 <u>社会教育支援係</u> (8) (略)	(課等の設置) 第7条 本庁に次の課、室、係及び班を置く。 (1)～(6) (略) (7) 生涯学習推進課 生涯学習振興係 青少年家庭教育係 成人教育係 (8) (略)
(組織) 第12条 教育事務所に次の課及び係を置く。 (1) 上越教育事務所 総務課～学校支援第2課 (略) (2) 中越教育事務所 総務課～学校支援第2課 (略) (3) 下越教育事務所 総務課～学校支援第2課 (略)	(組織) 第12条 教育事務所に次の課及び係を置く。 (1) 上越教育事務所 総務課～学校支援第2課 (略) <u>社会教育課</u> (2) 中越教育事務所 総務課～学校支援第2課 (略) <u>社会教育課</u> (3) 下越教育事務所 総務課～学校支援第2課 (略) <u>社会教育課</u>
(分掌事務) 第13条 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～学校支援第2課 (略)	(分掌事務) 第13条 上越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～学校支援第2課 (略) <u>社会教育課</u> (1) <u>社会教育に関する事項</u> (2) <u>社会教育施設に関する事項</u> (3) <u>視聴覚教育に関する事項</u> (4) <u>ユネスコ活動に関する事項</u>
2 中越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～学校支援第2課 (略)	2 中越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課～学校支援第2課 (略) <u>社会教育課</u> <u>前項に規定する社会教育課の分掌事務</u>
3 下越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおり	3 下越教育事務所の課の分掌事務は、次のとおり

とする。

総務課～学校支援第2課 (略)

(組織)

第14条 新潟県立教育センターに次の課及び班を置く。

総務課

教育支援課 (略)

(分掌事務)

第16条 新潟県立生涯学習推進センターの分掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(6) (略)

(7) 関係機関及び団体との連携並びに指導助言に関する事項

(8) 学習機会の体系化に関する事項

(9) 指導者及び助言者の養成及び研修に関する事項

(10) 事業の開発及び診断に関する事項

(11) 調査研究に関する事項

とする。

総務課～学校支援第2課 (略)

社会教育課

第1項に規定する社会教育課の分掌事務

(組織)

第14条 新潟県立教育センターに次の課、係及び班を置く。

総務課

庶務係

教育支援課 (略)

(組織及び分掌事務)

第16条 新潟県立生涯学習推進センターに次の課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

学習情報課

(1)～(6) (略)

(7) 他課の所管に属さない事項

学習振興課

(1) 関係機関及び団体との連携並びに指導助言に関する事項

(2) 学習機会の体系化に関する事項

(3) 指導者及び助言者の養成及び研修に関する事項

(4) 事業の開発及び診断に関する事項

(5) 調査研究に関する事項

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。